

「2025年日本国際博覧会 会場衛生協議会」設置要綱

(設置目的)

第1条 2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）における会場衛生について必要な事項を協議することを目的として、2025年日本国際博覧会 会場衛生協議会（以下「会場衛生協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会場衛生協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 博覧会の会場内における食品衛生対策に関すること
- (2) 博覧会の会場内における環境衛生対策に関すること
- (3) 博覧会の会場内における感染症対策に関すること
- (4) 会場衛生に関し、その他、博覧会の円滑な運営を図るために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会場衛生協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(議長及び副議長)

第4条 会場衛生協議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、会場衛生協議会の構成員が互選し、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、会場衛生協議会の会務を掌理し、会場衛生協議会の議事を主宰する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故のあるときは、議長の職務を代行する。

(会議)

第5条 会場衛生協議会は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認められるときは、会場衛生協議会の構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。
- 3 別表に掲げる構成員は、議長に事前に届け出ることにより、指名した代理者を出席させることができる。

(分科会)

第6条 会場衛生協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会場衛生協議会において協議すべき事項について、専門的に検討を行うものとする。
- 3 分科会に属する委員等は、議長が指名する。
- 4 分科会に分科会長を置き、議長が指名する者がこれに当たる。

- 5 分科会長は、分科会の会務を掌理し、分科会の議事を主宰する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する者のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議及び資料の取扱い)

第7条 会場衛生協議会及び分科会は、原則非公開とする。ただし、協議会及び分科会の開催概要については公表することができる。

- 2 会場衛生協議会又は分科会で使用した資料は、原則非公表とする。

(事務局)

第8条 会場衛生協議会及び分科会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会運営事業局危機管理部危機管理課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会場衛生協議会等の運営に関し必要な事項は、議長が構成員に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。

別表（第3条関係）

会場衛生協議会 構成員
地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 理事長 朝野 和典
地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 微生物部長 川津 健太郎
地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 衛生化学部長 角谷 直哉
大阪公立大学大学院獣医学研究科 教授 山崎 伸二
大阪公立大学大学院医学研究科 教授 福島 若葉
大阪府健康医療部 理事
大阪府健康医療部 生活衛生室長
大阪市健康局 健康推進部長
大阪市健康局 生活衛生担当部長
大阪市保健所長
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局危機管理部長
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局運営部長